

公立大学法人兵庫県立大学学部長等選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人兵庫県立大学組織規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第1号)第14条第1項に規定する学部長、研究科長及び研究所長(以下「学部長等」という。)の任命、選考、任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命及び選考)

第2条 理事長は、理事会の選考に基づき、学部長等を任命する。

2 前項に規定する理事会の選考は、学部長等の推薦に基づいて行う。

3 学部長等は、前項の規定により学部長等候補者を推薦するときは、あらかじめ公立大学法人兵庫県立大学教授会規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第78号)第2条第1項に規定する教授会又は同条第2項に規定する教授会に代えて置かれる委員会の意見を聴き、その意見を付した上で、原則として複数の者を挙げなければならない。

4 学校教育法(昭和23年法律第26号)第4条第1項第1号に規定する文部科学大臣の認可が必要な場合その他の理事会が特に必要と認める場合の学部長等の選考については、第2項の規定にかかわらず、学部長等の推薦に基づくことを要しないものとする。

(選考の時期)

第3条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に学部長等を選考する。

- (1) 学部長等の任期が満了するとき
- (2) 学部長等が辞任を申し出たとき
- (3) 学部長等が欠けたとき

2 学部長等の選考は、前項第1号に該当するときは任期の満了日の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当するときは速やかに行う。

(学部長等の任期等)

第4条 学部長等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第3条第1項第2号又は第3号に規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第5条 理事長は、学部長等が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学部長等た

るに適しないと認めるときは、理事会の議決を経て、学部長等を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。
- 2 理事長は、学部長等を解任する場合には、その学部長等に弁明の機会を与えるものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学部長等の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人兵庫県立大学成立後最初の学部長等の任命及び任期は、第2条第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 平成25年10月31日現在、現にシミュレーション学研究科長である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

附 則 (平成25年11月6日改正)

この規程は、平成25年11月6日から施行する。

附 則 (平成27年2月12日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

職名	氏名	任期
経済学部長	新澤 秀則	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
経営学部長	池田 潔	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
経済学研究科長	新澤 秀則	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
経営学研究科長	佐竹 隆幸	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
会計研究科長	高須 教夫	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
経営研究科長	佐竹 隆幸	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
工学部長	山崎 徹	平成25年4月1日～ 平成27年3月31日
工学研究科長	山崎 徹	平成25年4月1日～ 平成27年3月31日
理学部長	大隅 隆	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
物質理学研究科長	高橋 慶紀	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
生命理学研究科長	大隅 隆	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
環境人間学部長	関 哲洋	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
環境人間学研究科長	北元 憲利	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
看護学部長	片田 範子	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
看護学研究科長	片田 範子	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
応用情報科学研究科長	西村 治彦	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
シミュレーション学研究科長	理事長が指名する 副学長	当分の間
緑環境景観マネジメント研究科長	斉藤 庸平	平成25年4月1日～ 平成27年3月31日
政策科学研究所長	開本 浩矢	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
高度産業科学技術研究所長	宮本 修治	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日

自然・環境科学研究所長	田原 直樹	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
地域ケア開発研究所長	山本 あい子	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日